

早めの準備で正しい申告を

所得税及び復興特別所得税の確定申告と市・県民税の申告

【問い合わせ先】

- 所得税について
成田税務署 ☎(28) 5151
(電話を自動音声で受け付け、用件に応じて担当者が対応します)
- 市・県民税について
市課税課市民税班 ☎(93) 1111(代)

申告に関するお知らせ

申告書にはマイナンバーの記載が必要です

今回の申告からマイナンバー(個人番号)の記載が必要で

申告書の提出には、申告する本人の個人番号と身元を確認できる本人確認書類の提示または写しの添付が必要です

● 本人確認書類
▼マイナンバーカードを持っている人
マイナンバーカードのみ
▼マイナンバーカードを持っていない人
番号確認書類
通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写しなど

● 身元確認書類
運転免許証、公的医療保険の被保険者証など
● 市役所に確定申告書を提出する場合は、本人確認書類の写しの添付が必要です

● 郵送での提出は、写しを添付してください
● マイナンバーカードは、表面と裏面の写しが必要です
● e-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です

● 国税庁ホームページ
HP <http://www.nta.go.jp>

所得税の確定申告

確定申告が必要な人

主な例

- ↓ 営業、農業、不動産、譲渡所得などの税額計算をした結果、納税となる人
- ↓ 給与の年収が2千万円を超える人
- ↓ 給与以外の所得が20万円を超える人
- ↓ 2か所以上から給与を受給している人
- ↓ 公的年金収入が400万円を超える人
- ↓ 公的年金収入が400万円以下で、公的年金以外の所得合計が20万円を超える人

市・県民税の申告

申告が不要な人

- ↓ 平成28年分の所得税の確定申告をした人
- ↓ 勤務先から給与支払報告書(年末調整済み)が提出される人
- ↓ 同一世帯の家族の扶養控除対象者になっている人

申告が必要な人

- ↓ 平成29年1月1日時点で、市内に居住し、次のいずれかに該当する人
- 所得が給与と所得のみで、勤務先が市役所に給与支払報告書を提出していない人
- 所得税の確定申告は必要ないが、市・県民税で各種控除を受ける人
- 非課税の所得(失業等給付金、障害年金、遺族年金など)のみで生計を立てていた人

主な例に該当せず、所得税の確定申告書の提出が不要な人でも、市・県民税の申告は必要になる場合があります

市・県民税の申告をしなかった場合、年金から引かれていた社会保険料など以外の控除内容が市では把握できないため、市・県民税が高くなる可能性があります

このため、生命保険料や医療費などの支払・扶養控除などを追加することで、市・県民税額を抑えることができます

申告は期限内に

- 所得がなく、誰の扶養控除対象にもなっていない人
- 所得がなく、別世帯の人の扶養親族になっている人
- 富里市に住んでいないが、平成29年1月1日現在で事務所または家屋敷のいずれかが富里市内にある人

市・県民税の申告書は、国民健康保険税や介護保険料などを算定するための基礎資料になります

また、申告をしないと融資を受けるときや各種申請に必要な所得証明書などの税証明の発行や、国民年金(障害基礎年金、老齢福祉年金、保険料免除など)の所得調査ができません

必ず期限内に申告をしてください

窓口のご案内(受付の内容・時間など)

① 確定申告書作成・提出
イオンモール成田
2階イオンホール

② 確定申告書の提出
成田税務署
成田市加良部

③ 確定申告書
市・県民税申告書の提出・相談
すこやかセンター
2階総合健診室

期間 2月10日(金)～3月15日(水)
(土・日曜日を除く)

3月15日(水)までは税務署窓口では確定申告書の作成・相談はできませんので、**①イオンモール成田**を利用してください

昨年と会場が変わっていますので、注意してください
期間 2月16日(木)～3月15日(水)
(土・日曜日を除く)

受付時間

午前9時～午後4時
(提出のみは午後5時まで)
※午前9時～10時までは、立体駐車場3階の連絡通路から入る2階「C」入口が専用口になります
※混雑状況によっては、長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承ください

受付時間

午前8時30分～午後5時
(土・日曜日、祝日を除く)

受付時間

午前9時～正午／午後1時～4時

バス利用案内

京成成田駅前中央口「6番乗り場」から乗車し、「イオン東・イオン成田店」で下車

郵送提出の場合
封筒に住所・氏名を記入し、次の宛先に郵送してください
〒286-18501
成田市加良部1-15
成田税務署宛て

個別相談の受付
午前中の個別相談の順番は、午前8時10分に抽選を行い決めています。抽選以降は先着順に受け付けます

会場に行く前に必ず確認を!

市役所で受け付けられない相談

確定申告のうち、次の相談は市で受け付けることができません。①イオンモール成田で相談してください

- 住宅借入金等特別控除(初めて受ける人、連帯債務のある人)の申告
- 営業や農業などの事業収入や不動産収入が500万円以上の申告
- 事業を開始して初めての申告
- 青色申告 ○ 配当所得の申告
- 譲渡所得(土地、建物、株式、会員権の売却など)の申告
- 災害の控除(東日本大震災・台風災害などに係る雑損控除なども含む)の申告
- 贈与税、消費税の申告、準確定申告
- ※ 上記の場合以外でも、内容によって①イオンモール成田を案内することがあります

※ 抽選は、「時間を定め」抽選を行うことで、早朝の不審者侵入の防止や盗難などを未然に防ぐためのものです
※ 混雑状況により、早めに受付を終了する場合があります
● 郵送提出の場合
市・県民税申告書のみ郵送による提出が可能です。次の宛先へ郵送してください
〒286-10292(住所不要) 富里市課税課市民税班宛て